

IV

諸規程等〔規則集〕

1. お茶の水女子大学学則 …………… 170
2. お茶の水女子大学複数プログラム
 選択履修制度実施規則…………… 178
3. お茶の水女子大学文教育学部履修規程 … 179
4. お茶の水女子大学理学部履修規程 … 198
5. お茶の水女子大学生活科学部履修規程 … 208
6. お茶の水女子大学学位規則 …………… 218
7. 本学在学中において、他大学等において
 修得した単位等の取扱いについて …… 222
8. 転学及び編入学した学生の
 既修得単位の取扱いについて …… 223
9. 新たに第1年次に入学した学生の
 既修得単位等の取扱いについて … 224
10. お茶の水女子大学
 個人情報の管理に関する規則 …… 226
11. お茶の水女子大学授業料未納者に
 係る除籍及び復籍に関する規程 … 229

1 お茶の水女子大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）は、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、もって社会の諸分野における有為にして教養高き女子を養成し、併せて文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検及び評価)

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、教育研究水準の向上を図り、その状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 点検及び評価の項目並びにその実施体制等に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 組織・構成及び収容定員等

(学部)

第3条 本学に、次に掲げる学部を置く。

文教育学部

理学部

生活科学部

2 学部の学科及び収容定員等は、次の表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	第3年次入学定員	収容定員
文教育学部	人文学科	55人		220人
	言語文化学科	80人		320人
	人間社会学科	40人		160人
	芸術・表現行動学科	27人		108人
	学部共通		10人	20人
	計		202人	828人
理学部	数学科	20人		80人
	物理学科	20人		80人
	化学科	20人		80人
	生物学科	25人		100人
	情報科学科	40人		160人
	学部共通		10人	20人
	計		125人	520人
生活科学部	食物栄養学科	36人		144人
	人間・環境科学科	24人		96人
	人間生活学科	65人		260人
	学部共通		10人	20人
	計		125人	520人
合計		452人	30人	1,868人

3 前項に規定する学科に、次に掲げる講座を置く。

学部	学科	講座
文教育学部	人文学科	形象分析学講座、哲学講座、比較歴史学講座、地理学講座
	言語文化学科	日本語・日本文学講座、中国語圏言語文化講座、英語圏言語文化講座、応用言語学講座、日本語教育講座
	人間社会学科	社会学講座、教育学講座、心理学講座
	芸術・表現行動学科	舞踊教育学講座、音楽表現講座
理学部	数学科	数学構造講座、数理解析講座
	物理学科	基礎物理学講座、物性物理学講座
	化学科	構造化学講座、反応化学講座
	生物学科	構造生物学講座、機能生物学講座
	情報科学科	情報数理解析講座、情報処理講座
生活科学部	食物栄養学科	食物栄養学講座
	人間・環境科学科	人間・環境科学講座
	人間生活学科	発達臨床心理学講座、生活社会学講座、生活文化学講座

(文教育学部の目的)

第3条の2 文教育学部は、人文・社会科学系の学問を中心に、講義、演習、実験、実習等の多様な授業を通じて、学術研究のための確かな基礎と、国際的に通用する問題発見能力、情報処理能力、問題解決能力、コミュニケーション能力を備えた人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、前条第2項に定める文教育学部各学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

一 人文学科

人文学科は、人類の様々な歩みの中の現象を広く文化として捉え、深く幅広い知識を修得し、それらに立脚したオリジナルな問いを自ら見つけ

だし、必要な資料・データをねばり強く収集・整理した上で、独自の論理を築きあげる総合的な力を有する人材を養成する。

二 言語文化学科

言語文化学科は、人間の言語活動や様々な言語表現の本質について深い知見を有するような人材、また、個々の言語に関して高い運動能力を有するような人材、更には各言語圏に固有の文化とそれら相互間の交流について幅広い知識を有するような人材を養成する。

三 人間社会学科

人間社会学科は、社会学、教育学、心理学の幅広い基礎知識、深い専門的及び応用的知識を習得し、人間に対する深い理解に基づき、世界的視野に立って社会の広い分野において主導的役割を果たすことができる人材を養成する。

四 芸術・表現行動学科

芸術・表現行動学科は、音楽や舞踊に代表される芸術及び表現行動を理論的研究と実践の両面から追求し、現代的問題への対応に適用できるような人材を養成する。

(理学部の目的)

第3条の3 理学部は、理学の基礎知識を修得し、大学院において高度な教育を受けるための能力を有する人材及び理学の基礎知識を活用し社会の多様な分野において主導的役割を果たすことができる人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、第3条第2項に定める理学部各学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

一 数学科

数学科は、数学的素養と論理的思考力を備え社会の様々な分野で主導的役割を果たすことができる人材及び現代数学の基礎知識と数学的論理思考を身に付け数理的諸科学の発展に貢献できる人材を養成する。

二 物理学科

物理学科は、自然科学の基礎である物理学の基礎知識を修得し、それを実際の問題に適用して解決する能力を身に付けた人材を養成する。

三 化学科

化学科は、様々な物質から成り立つ自然界を、原子・分子の構成とその変化の視点で捉え、得られた知識を体系化しつつ、化学の諸分野はもとより、生物学、物理学などの基礎分野から、工学や薬学、農学、医学、地球科学、情報学など多彩な応用分野まで幅広く展開できる人材を養成する。

四 生物学科

生物学科は、「生き物」の複雑で多様な生命現象を科学的に解析する力を養い、幅広い知識に基づいた柔軟で論理的な思考力を有して豊かな人間社会の構築に貢献できる人材を養成する。

五 情報科学科

情報科学科は、20世紀に登場し新しい科学の対象となった「情報」というものを探究するための基礎となる知識や方法論と、その様々な応用の実態を学び、更にその成果の上に、これらを自ら開拓するための研究力の基礎を身に付けた人材を養成する。

(生活科学部の目的)

第3条の4 生活科学部は、自然・人文・社会科学的教養に基づき、人間と生活についての総合的な学識を身に付け、生活者の立場から、社会で活躍できる優秀な人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、第3条第2項に定める生活科学部各学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

一 食物栄養学科

食物栄養学科は、人間の「食」を自然科学的かつ総合的に捉え、豊かな食生活や健康な社会を実現するために、食物と栄養について科学的知識と実践的能力を備えた人材を養成する。

二 人間・環境科学科

人間・環境科学科は、生活者たる人間と環境との相互作用に関する深い理解を備え、科学的手法を応用して、生活面での諸課題に対して人間と環境が共存しうる方策を考案し、かつ、実社会にて実践できる優秀な人材を養成する。

三 人間生活学科

人間生活学科は、個人の発達や心の健康、人間と社会の関係、生活と文化について、多角的な視点と複合的なアプローチを駆使し、人間と生活を総合的に理解し、分析する力を備えた優秀な人材を養成する。

(大学院)

第4条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、人間文化創成科学研究科を置く。

3 大学院人間文化創成科学研究科に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第5条 本学に、附属図書館を置く。

(学内共同教育研究施設)

第6条 本学に、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

一 教育開発センター

二 外国語教育センター

三 総合学修支援センター

四 グローバル教育センター

五 グローバル協力センター

六 生活環境教育研究センター

七 糖鎖科学教育研究センター

八 ソフトマター教育研究センター

九 比較日本学教育研究センター

十 生命情報学教育研究センター

十一 シミュレーション科学教育研究センター

十二 教育研究特設センター

十三 情報基盤センター

十四 共通機器センター

十五 ラジオアイソトープ実験センター

(社会教育主事資格の取得)

第20条 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、社会教育法（昭和24年法律第207号）及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に定める科目の単位を修得しなければならない。

2 前項の授業科目及びその履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(学芸員資格の取得)

第21条 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に定める科目の単位を修得しなければならない。

2 前項の授業科目及びその履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 卒業及び学位

(卒業)

第22条 学部 に4年以上在学し、定められた授業科目を履修し、124単位以上を修得した者は、卒業者としてこれに卒業証書を授与する。ただし、生活科学部食物栄養学科については、138単位以上を修得した者とする。

2 転学者、編入学者の学業に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第23条 卒業者に対しては、別に定めるところにより、学士の学位を授与する。

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第24条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第25条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第26条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

二 日曜日

三 創立記念日 11月29日

四 春期休業

五 夏期休業

六 冬期休業

2 前項第4号から第6号までの休業日の期間は、学長が別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 休業日において、必要がある場合には、授業を行うことができる。

第4節 入学、退学、休学、転学、留学、編入学、転学部及び転学科

(入学の時期)

第27条 入学の時期は、毎学年の始めより30日以内とする。

(入学資格)

第28条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を受けた者

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの

(第3年次入学資格)

第29条 第3条第2項に定める第3年次入学定員により入学することのできる者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

三 短期大学を卒業した者

四 高等専門学校を卒業した者

五 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

六 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

七 外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

(入学出願手続)

第30条 入学志願者は、入学願書に調査書その他所定の書類及び検定料を添えて願出なければならない。

十六 動物実験施設

十七 湾岸生物教育研究センター

十八 サイエンス&エデュケーションセンター

十九 ライフワールド・ウオッチセンター

二十 保健管理センター

二十一 学生支援センター

二十二 キャリア支援センター

二十三 人間発達教育研究センター

二十四 ジェンダー研究センター

二十五 リーダーシップ養成教育研究センター

(共同利用)

第6条の2 湾岸生物教育研究センターは、本学の教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

(附属学校部)

第10条 本学に、附属学校部を置く。

(附属学校)

第11条 本学に、次に掲げる附属学校を置く。

一 附属幼稚園

二 附属小学校

三 附属中学校

四 附属高等学校

(保育所)

第11条の2 本学に、保育所を置く。

(附属施設)

第12条 大学院人間文化創成科学研究科に、附属心理臨床相談センターを置く。

(寄宿舎、学生会館及び課外活動共用施設)

第13条 本学に、寄宿舎、学生会館及び課外活動共用施設を置く。

第2章 学部通則

第1節 教育課程及び履修方法

(修業年限)

第14条 学部の修業年限は、4年とする。

2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。ただし、第29条、第34条、第36条、第39条及び第42条の規定により入学した学生は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

3 入学前に、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が入学する場合、第18条の規定により認められた単位の全部又は一部が教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該学部教授会の議を経て、第1項に規定する修業年限について当該単位数、その修得に要した期間その他を考慮して、2分の1を超えない範囲でその修業年限に通算することができる。

(授業科目)

第15条 各学部が開設する授業科目は、講座又は学科目の区分に従って、学部ごとに別に定める。

(教育課程及び履修方法)

第16条 各学部の教育課程及び履修方法は、学部ごとに別に定める。

(他大学等における授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修)

第17条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学若しくは短期大学（以下「大学等」という。）又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第17条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状の取得)

第19条 学部において取得することができる教育職員の免許状の種類は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

(入学科の徴収猶予)

第48条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者で、学長に願い出たときは、入学科の徴収を猶予することができる。

2 入学科の徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料及び寄宿料の免除並びに授業料の徴収猶予)

第49条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者で、当該学部を経て学長に願い出たときは、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は授業料の徴収を猶予（月割分納による徴収の猶予を含む。以下同じ。）することができる。

2 授業料及び寄宿料の免除並びに授業料の徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(退学者の授業料)

第50条 退学の許可を得た者の授業料は、その者が在学していた学期までの分を納めなければならない。

(休学者の授業料)

第51条 休学の許可を得た者の授業料は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの分を免除する。

(停学者の授業料)

第52条 停学を命ぜられた期間中の授業料は、これを徴収する。

第6節 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生、内地研究員、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員、教員研修センター研修員、受託研究員、外国人受託研修員及び国連大学派遣研究員

(科目等履修生)

第53条 本学の学生以外のもので本学が開設する一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、別に定めるところにより、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(聴講生)

第54条 本学の定める課程の一部を選択し聴講を希望する者があるときは、学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第55条 特定の授業科目を履修することを希望する他の大学又は外国の大学の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、所定の手続を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(委託生)

第56条 教育委員会、学校その他の公共機関から授業及び研究指導の委託依頼があるときは、学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上、委託生として入学を許可することができる。

(研究生)

第57条 特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(内地研究員の受入れ)

第57条の2 国立大学法人又は国立高等専門学校機構に所属する教員から、その所属機関を通じ、その専攻分野に関する研究の申出があるときは、選考の上、内地研究員として受入れを許可することができる。

(私学研修員等の受入れ)

第58条 私立学校、専修学校、公立高等専門学校、公立大学又は教員研修センターの教職員について所定の手続を経て研修員の申出があるときは、選考の上、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員又は教員研修センター研修員（以下「私学研修員等」という。）として受入れを許可することができる。

(受託研究員の受入れ)

第59条 民間会社等から現職技術者が特定事項に関する研究に従事することについて受託受入れの申込みがあるときは、選考の上、受託研究員として受入れを許可することができる。

(外国人受託研修員の受入れ)

第60条 独立行政法人国際協力機構が開発途上国から招致する研修員について研修受入れの申込みがあるときは、外国人受託研修員として受入れを許可することができる。

(国際大学派遣研究員の受入れ)

第61条 国際連合大学から派遣される海外の若手研究者について研修受入れの申込みがあるときは、国連大学派遣研究員として受入れを許可することができる。

(委任規定)

第62条 第53条から前条に定めるもののほか、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生、内地研究員、私学研修員等、受託研究員、外国人受託研修員及び国連大学派遣研究員に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 外国人留学生

(外国人留学生)

第63条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生で、大学間交流協定に基づき入学する者に係る検定料、入学料及び授業料については、所定の要件を満たした場合は、これを徴収しない。

3 前2項に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 寄附講座等

(寄附講座等)

第63条の2 教育研究の進展及び充実に資するとともに、社会貢献の推進を図るため、本学に寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）を設置することができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第31条 学長は、前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て合格者を決定する。

(入学手続)

第32条 前条の合格者は、所定の期日までに宣誓書その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第33条 学長は、前条の入学手続を完了した者（第47条の規定により入学料の免除を申請した者を含む。）に入学を許可する。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、第31条の規定にかかわらず入学を許可することができる。

- 一 一学部を卒業した者で、さらに他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志願する者
- 二 退学した者で、さらに同一の学部に入學を志願する者
- 三 他の大学の学部を卒業した者

(退学)

第35条 退学を希望する者は、その理由を具して学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(再入学)

第36条 一度退学した者が再入学を願い出た場合は、審査の上これを許可することができる。

(除籍)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第14条第2項に定める在学年限を超えた者
- 三 次条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

2 入学料の免除を申請した者で、免除を許可されなかった場合又は半額免除を許可された場合であって、納付すべき入学料の全額又は半額を所定の期日までに納付しないときは、学長は、これを除籍する。

(復籍)

第37条の2 前条第1項第1号に該当し除籍となった者が当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額を納付して復籍を願い出た場合は、審査の上これを許可することができる。

2 復籍に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第38条 病気その他の事由により引き続き2か月以上修学することができないときは、事由を具して学長に願い出てその許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は、その学年末までとする。ただし、特別の事情があるときは、引き続き休学を願い出ることができる。

3 休学期間は、通算して定められた修業年限の年数を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間には算入しない。

5 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第39条 他の大学から本学に転学を志望する者があるときは、収容力のある限り、審査の上、入学させることができる。

2 前項の場合、入学願書には現に在学する大学の学長の承認書を添えなければならない。

第40条 本学から他の大学に転学しようとする者は、学長の承認を得なければならない。

(留学)

第41条 学生は、当該学部教授会が教育上有益であると認めたとときは、学長の許可を得て外国の大学等に留学することができる。

2 第17条第3項の規定は、外国の大学等へ留学する場合に準用する。

3 前2項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第42条 第3条第2項に定める第3年次入学定員によるもの以外で編入学を志願する者があるときは、第39条を準用する。

(転学部及び転学科)

第42条の2 学生が、本学の他学部への転入又は当該学生が在学している学部内の他学科等への転入を希望したときは、当該学部又は当該学科に収容力のある限り、審査の上、許可することができる。

第5節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第43条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

(授業料の納付)

第44条 授業料は、年額の2分の1ずつを、次の2期に分けて納めなければならない。ただし、前期に係る授業料を納めるときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納めることができる。

前期 5月末日まで

後期 11月末日まで

2 前項の規定にかかわらず、入学年度の授業料について、入学を許可される者の申出があったときは、入学手続時に徴収するものとする。

(寄宿料の納付)

第45条 寄宿料は、毎月その月の20日までに納めなければならない。

(検定料等の返付)

第46条 一度納めた検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを返さない。ただし、入学手続時に授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を返還する。

(入学料の免除)

第47条 特別な事情により納付が著しく困難であると認められる者で、学長に願い出たときは、入学料の全額又は半額を免除することができる。

2 入学料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 公開講座及び通信教育

(公開講座及び通信教育)

第64条 公開講座及び通信教育は、一般市民の教養を高めるため適時これを行う。

2 公開講座及び通信教育に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 賞罰

(表彰)

第65条 学生が学業その他の活動において優れた成績を挙げたときは、学長は、これを表彰することができる。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第66条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、当該学部教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがない者
- 二 正当な理由がなくて出席常でない者
- 三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(学生団体の活動停止等)

第67条 学生団体の活動が学生準則に違反し、その他本学の使命に反するものと認められたとき、学生委員会の議を経て、学長が学生団体の活動の制限停止又は解散を命ずることができる。

(異議の申出)

第68条 前2条の処分に対して関係者より相当の理由を附して異議の申出があったときは、教育研究評議会の議を経て、学長が適当な措置を行うことができる。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際廃止されたお茶の水女子大学学則の規定により存続するものとされた文教育学部史学科及び生活科学部生活環境学科は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第3条第2項に掲げる表の生活科学部の項及び合計の項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成16年度	平成17年度	平成18年度
生活科学部	食物栄養学科	36人	72人	108人
	人間・環境科学科	24人	48人	72人
	人間生活学科	260人	260人	260人
	学部共通	20人	20人	20人
	計	340人	400人	460人
合 計		1,688人	1,748人	1,808人

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年12月14日から施行する。ただし、第29条第2号の改正規定は、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、平成20年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き生活科学部食物栄養学科に在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は、平成21年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年6月10日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年7月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年12月22日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年2月23日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第19条関係）

学 部	学科等	免許状の種類	
文教育学部	人文科学科	中学校教諭一種免許状	社 会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史公民
	言語文化学科 日本語・日本文学履修コース 中国語圏言語文化履修コース 英語圏言語文化履修コース	中学校教諭一種免許状	国 語
		高等学校教諭一種免許状	中国語
			英 語
	人間社会科学科 社会コース	中学校教諭一種免許状	社 会
		高等学校教諭一種免許状	公 民
小学校・幼稚園コース	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状		
芸術・表現行動学科 舞踊教育学履修コース 音楽表現履修コース	中学校教諭一種免許状	保健体育 音 楽	
	高等学校教諭一種免許状		
理 学 部	数学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数 学
	物理学科		理 科
	化学科		
	生物学科		
	情報科学科 数学コース 情報コース		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状
情報コース	高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	情 報	
生活科学部	人間生活学科 家庭コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家 庭
	食物栄養学科	栄養教諭一種免許状	—

2 お茶の水女子大学複数プログラム選択履修制度実施規則

(趣旨)

第1条 お茶の水女子大学（以下「本学」という。）における複数プログラム選択履修制度（以下「複数履修制」という。）の実施については、国立大学法人お茶の水女子大学学則の定めによるほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 複数選択制は、本学の学部専門教育において、学生が主体的な学習プログラムを構築し、深い専門性と幅広い教養を備えた自主自律の精神を養うことを目的として実施する。

(構成)

第3条 複数履修制は、主プログラム、強化プログラム、副プログラム及び学際プログラムにより構成する。

2 前項の各プログラムは各学部が定めるところにより、学科、講座、コースその他の単位ごとに開設する。ただし、学際プログラムについては開設しないことができる。

(主プログラム)

第4条 主プログラムは、学位の取得を目的として、各専門領域の基礎的な知識や技能を全学年間に一貫的及び調和的に修得するためのプログラムをいう。

2 主プログラムは、学生が所属する学部及び学科内で開設するプログラムとする。

3 主プログラムの履修に関し必要な事項は、学部が定める。

(強化プログラム)

第5条 強化プログラムは、各専門領域のより高度な科目群からなり、専門領域に特化した深い専門性を培うためのプログラムをいう。

2 強化プログラムは、学生が所属する学部及び学科内で開設するプログラムとする。

3 強化プログラムの履修に関し必要な事項は、学部が定める。

(副プログラム)

第6条 副プログラムは、学生の多様な能力・適性及び学習意欲に応え、主プログラムと併行して、専門とは異なる分野の幅広い学習機会を提供するためのプログラムをいう。

2 副プログラムの履修資格は学部が定め、その他履修に関し必要な事項は別に定める。

(学際プログラム)

第7条 学際プログラムは、新たな領域型ないしは学際型の専門領域に即応し、先端研究分野等で要請される新しいタイプの専門人材育成に対応するプログラムをいう。

2 学際プログラムの履修資格は学部が定め、その他履修に関し必要な事項は別に定める。

(選択及び登録)

第8条 学生による主プログラム、強化プログラム、副プログラム及び学際プログラムの選択及び登録に関する基本方針は、別に定める。

(実施体制)

第9条 複数選択制に関し審議及び連絡調整をするため、学務部会のもとに複数プログラム選択履修専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会は前項の業務を行うにあたっては、総合学修支援センターとの緊密な連携をとるものとする。

(教育目標等)

第10条 第3条第1項に定めるプログラムごとに、その教育目標並びにプログラム選択に必要な情報及び履修方法等については、別に定める。

(点検・評価・改善)

第11条 学部は、前条に定める教育目標の達成度等を基に点検・評価・改善を行うものとする。

2 前項の場合において、学部をまたがって開設するプログラムにあっては、関係する学部が協議の上、全学教育システム改革推進本部の承認を得るものとする。

(開設)

第12条 学部は、前条第1項に規定する点検・評価・改善を行った結果、複数履修制を構成する新たなプログラムの開設が必要と認める場合には、全学教育システム改革推進本部の議を経て、開設を決定すものとする。

2 前項において、学部をまたがって開設する場合は、あらかじめ関係する学部が協議の上、全学教育システム改革推進本部本部会議の議を経て、開設を決定するものとする。

(廃止)

第13条 学部は、第11条第1項に規定する点検・評価・改善を行った結果、複数履修制を構成しているプログラムの廃止が必要と認める場合には、全学教育システム改革推進本部本部会議の議を経て、廃止を決定するものとする。

2 前項において、学部をまたがって開設している場合は、あらかじめ関係する学部が協議の上、全学教育システム改革推進本部本部会議の議を経て、廃止を決定するものとする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、複数履修制の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

3 お茶の水女子大学文教育学部履修規程

(趣旨)

第1条 国立大学法人お茶の水女子大学文教育学部の教育課程及び履修方法については、国立大学法人お茶の水女子大学学則、国立大学法人お茶の水女子大学複数プログラム選択履修制度実施規則又はこれに基づく別段の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(履修コース・グローバル文化学環)

第2条 広領域に及ぶ幅広い知識と、高度で実践的な専門的知識を教育するため、学科ごとに、履修方法を異にする履修コース及びグローバル文化学環（以下「環」という。）を設ける。

2 前項の履修コース及び環に係る履修方法については、別に定める。

(授業科目の区分)

第3条 授業科目は、コア科目、専門教育科目、専攻科目、関連科目、学部共通科目、全学共通科目、教職共通科目、教職に関する科目及び外国人留学生特別科目とする。

2 コア科目は、文理融合リベラルアーツ、基礎講義、情報、外国語（英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語及び朝鮮語）及びスポーツ健康とする。

3 専門教育科目は、主プログラム、強化プログラム、副プログラム及び学際プログラムを構成する科目とする。

4 専攻科目は、各学科・環において設置する科目とする。

5 関連科目は、芸術・表現行動学科に関連の深い科目であって、必修又は選択として指定する。

6 各学科・環で共通して履修できる科目として、学部共通科目を置く。

7 全学で共通して履修できる科目として、全学共通科目を置く。

8 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める教職に関する科目を置く。また、教職に関する科目として教職共通科目を置く。

9 外国人留学生に対して、外国人留学生特別科目を置く。

(他学部の授業科目の履修)

第4条 理学部及び生活科学部の授業科目は、これを履修することができる。

(単位の計算方法)

第5条 各授業科目の単位数の計算方法は、1単位が45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

三 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、個人指導による実技及び教育実習等の授業科目については、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究については別に定める。

(卒業要件)

第6条 卒業するためには、別表第1-1又は別表第1-2に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

2 人文科学科、言語文化学科、人間社会科学科及びグローバル文化学環において履修すべき授業科目及び単位数は別表第3から別表第7、別表第9及び別表第11に定めるとおりとする。ただし、別表第11は人間社会科学科において履修すべき授業科目及び単位数とする。また、芸術・表現行動学科においては、別表第3、別表第8及び別表第9に定めるとおりとする。

3 全学共通科目の授業科目及び単位数は、別表第10に定めるとおりとする。

4 教職共通科目の授業科目及び単位数は、別表第12に定めるとおりとする。

5 教職に関する科目の授業科目及び単位数は、別表第13に定めるとおりとする。また、単位の取扱いについては、人文科学科、言語文化学科、人間社会科学科及びグローバル文化学環は別表第1-1備考9とし、芸術・表現行動学科は別表第1-2備考5のとおりとする。

6 外国人留学生特別科目の授業科目及び単位数は、別表第14に定めるとおりとする。また、単位の取扱いについては、人文科学科、言語文化学科、人間社会科学科及びグローバル文化学環は別表第1-1備考10とし、芸術・表現行動学科は別表第1-2備考6のとおりとする。

(履修手続)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに指定する方法により申請し、担当教員の許可を得なければならない。

2 学生が前項により履修申請した授業科目の履修を取消すには、所定の期日までに指定する方法により履修取消し手続きを行い、担当教員の許可を得なければならない。

3 学生が授業科目について聴講のみを希望する場合は、担当教員の許可を得なければならない。

(単位の授与)

第8条 授業科目を履修した者については、試験（論文、報告等を含む。以下同じ。）により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 試験は、原則として学年末又は学期末に行うこととする。ただし、病気その他正当な理由で試験を受けることができなかった者は、別に定める手続により追試験を受けることができる。

(成績の評価)

第9条 成績の評価は、原則として試験、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。

2 成績の評価は、「S」（基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている）、「A」（基本的な目標を十分に達成している）、「B」（基本的な目標を達成している）、「C」（基本的な目標を最低限度達成している）、「D」（基本的な目標を達成していない。再履修が必要である）の5種類の評語をもって表し、「S」、「A」、「B」及び「C」を合格とし、「D」を不合格とする。

3 前項の成績の評価又は科目の原成績（素点）に基づき、成績の数値平均Grade Point Average（以下「GPA」という。）を算出するものとする。GPAに関し必要な事項は別に定める。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、文教育学部教授会が定める。

- 附則
- この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。
 - この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 附則
- この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。
 - この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 附則
- この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。
 - この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 附則
- この規程は、平成19年1月17日から施行し、平成17年度入学者から適用する。
- 附則
- この規程は、平成19年4月1日から施行し、改正後の別表第3及び第3の2の規定は、平成19年度入学者から適用する。
 - この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 附則
- この規程は、平成19年10月24日から施行し、平成19年10月1日から適用する。
- 附則
- この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。
 - この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 附則
- この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。
 - この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 附則
- この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。
 - この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 附則
- この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学者から適用する。
 - この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

別表第1-1 (第6条関係)

学科別	科目区分	必修及び選択必修の科目・単位							自由に選択して履修する科目・単位								卒業に必要な履修単位数				
		コア科目					専門教育科目(必修プログラム)		コア科目	専攻科目	学部共通科目	他学科の専攻科目	他学科の科目	学部共通科目	教職共通科目	教職に関する科目		必修以外の選択プログラム			
		文理融合リベラルアーツ	基礎義	情報報	外国語	スポーツ健康	主プログラム	強化プログラム											副プログラム	学際プログラム	
人文科学科		18		16	2	44	20										24				124
言語文化学科		18		20	2	44	20										20				124
人間社会科学科		18		10	2	48	20										26				124
グローバル文化学環		18		18	2	44	20										22				124

- 備考
- 情報処理演習(情報)2単位は、必修とする。
 - 外国語の必修単位に関しては、別表第3を参照すること。また、外国語の履修方法は別に定める。
 - スポーツ健康は、スポーツ健康実習2単位を必修とし、その履修方法は別に定める。
 - 主プログラムは、所属学科から選択すること。
 - 強化プログラム・副プログラム・学際プログラムは、所属学部のプログラムから一つを選択すること。
 - 強化プログラムは、同一名の主プログラムを選択していることが履修要件となる。
 - 選択している主プログラムと同領域の副プログラムを選択することはできない。
 - 必修以外の選択プログラムは、別表第2の所属学科が指定するプログラム選択一覧に従い、副プログラム、学際プログラムから選択すること。
 - 教職に関する科目(教職概論、教育実習及び教職実践演習は除く。)の単位については、10単位までを自由に選択して履修する科目・単位として取り扱う。
 - 外国人留学生特別科目(外国人留学生対象)の単位については、20単位までをコア科目として取り扱う。ただし、スポーツ健康実習の単位に充てることができる。
 - グローバル文化学環履修者は、所属学科によらず、グローバル文化学環の欄に記載される科目・単位を履修すること。また、必修プログラムとして、グローバル文化学環主プログラムと所属学科の副プログラムを履修すること。

別表第1-2 (第6条関係)

学科別	科目区分	必修及び選択必修の科目・単位							自由に選択して履修する科目・単位								卒業に必要な履修単位数				
		コア科目					専攻科目	関連科目	コア科目	専攻科目	学部共通科目	他学科の専攻科目	他学科の科目	学部共通科目	教職共通科目	教職に関する科目		必修以外の選択プログラム			
		文理融合リベラルアーツ	基礎義	情報報	外国語	スポーツ健康															
芸術・表現行動学科		18		10	2	64											30				124

- 備考
- 情報処理演習(情報)2単位は、必修とする。
 - 外国語の必修単位に関しては、別表第3を参照すること。また、外国語の履修方法は別に定める。
 - スポーツ健康は、スポーツ健康実習2単位を必修とし、その履修方法は別に定める。
 - 必修以外の選択プログラムは、別表第2の所属学科が指定するプログラム選択一覧に従い、副プログラム、学際プログラムから選択すること。
 - 教職に関する科目(教職概論、教育実習及び教職実践演習は除く。)の単位については、10単位までを自由に選択して履修する科目・単位として取り扱う。
 - 外国人留学生特別科目(外国人留学生対象)の単位については、20単位までをコア科目として取り扱う。ただし、スポーツ健康実習の単位に充てることができる。

別表第2

【(文)二つ目の選択プログラム】(別表第1-1 備考5関係)

所属学科・コース	所属学科の強化プログラム以外に選択することのできる「選択プログラム群」															
	哲学・倫理学・美術史(副)	比較歴史学(副)	地理環境学(副)	日本語・日本文学(副)	中国語圏言語文化(副)	英語圏言語文化(副)	仏語圏言語文化(副)	日本語教育(副)	社会学(副)	教育学(副)	心理学(副A)人間社会科学科対象	心理学(副B)人間社会科学科以外対象	舞踊教育学(副)	音楽表現(副)	グローバル文化学(学際)	
人文科学科	哲学	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	歴史	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	地理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
言語文化学科	グロ文	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	日 文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	中 文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	英 文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	仏 文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	グロ文	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	
人間社会科学科	社会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	教育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	心理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
芸術・表現行動学科	グロ文	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○		
	舞踊音楽	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

【(文)三つ目の選択プログラム(文・プログラム)】(別表第1-1 備考8関係、別表第1-2 備考4関係)

所属学科・コース	所属学科の強化プログラム以外に選択することのできる「選択プログラム群」															
	哲学・倫理学・美術史(副)	比較歴史学(副)	地理環境学(副)	日本語・日本文学(副)	中国語圏言語文化(副)	英語圏言語文化(副)	仏語圏言語文化(副)	日本語教育(副)	社会学(副)	教育学(副)	心理学(副A)人間社会科学科対象	心理学(副B)人間社会科学科以外対象	舞踊教育学(副)	音楽表現(副)	グローバル文化学(学際)	
人文科学科	哲学	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	歴史	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	地理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
言語文化学科	グロ文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	日 文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	中 文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	英 文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	仏 文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	グロ文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
人間社会科学科	社会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	教育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	心理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
芸術・表現行動学科	グロ文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	舞踊音楽	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

Table with 4 columns: 授業科目, 単位数, 必修・選択, 備考. Lists various English literature and language courses.

Table with 4 columns: 授業科目, 単位数, 必修・選択, 備考. Lists various psychology and education courses.

Table with 4 columns: 授業科目, 単位数, 必修・選択, 備考. Lists various psychology courses, including a specific '心理学強化プログラム'.

Table with 4 columns: 授業科目, 単位数, 必修・選択, 備考. Lists various comparative history courses, including a specific '比較歴史学副プログラム'.

Table with 4 columns: 授業科目, 単位数, 必修・選択, 備考. Lists various French language and culture courses.

Table with 4 columns: 授業科目, 単位数, 必修・選択, 備考. Lists various education courses, including a specific '教育学強化プログラム'.

Table with 4 columns: 授業科目, 単位数, 必修・選択, 備考. Lists various philosophy and art courses, including a specific '哲学・倫理学・美術史副プログラム'.

Table with 4 columns: 授業科目, 単位数, 必修・選択, 備考. Lists various sociology courses.

(趣旨)

第1条 国立大学法人お茶の水女子大学理学部の教育課程及び履修方法については、国立大学法人お茶の水女子大学学則、国立大学法人お茶の水女子大学複数プログラム選択履修制度実施規則又はこれに基づく別段の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目の区分)

第2条 授業科目は、コア科目、専門教育科目、専攻科目、関連科目、全学共通科目、教職に関する科目及び外国人留学生特別科目とする。

2 コア科目は、文理融合リベラルアーツ、基礎講義、情報、外国語（英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語及び朝鮮語）及びスポーツ健康とする。

3 専門教育科目は、主プログラム、強化プログラム、副プログラム及び学際プログラムを構成する科目とする。

4 専攻科目は、各学科において設置する科目とする。

5 関連科目は、各学科の基礎となる科目又はきわめて関連の深い科目であって選択として指定する。

6 全学で共通して履修できる科目として、全学共通科目を置く。

7 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める教職に関する科目を置く。

8 外国人留学生に対して、外国人留学生特別科目を置く。

(他学部の授業科目の履修)

第3条 文教育学部及び生活科学部の授業科目は、これを履修することができる。

(単位の計算方法)

第4条 各授業科目の単位数の計算方法は、1単位が45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育実習については、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、特別研究又はこれに準ずる授業科目については、別に定める。

(卒業要件)

第5条 卒業するためには、別表第1に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

2 各学科において履修すべき授業科目及び単位数は、別表第3から別表第7までに定めるところとする。

3 関連科目の授業科目及び単位数は、別表第8に定めるところとする。

4 全学共通科目の授業科目及び単位数は、別表第9に定めるところとする。

5 教職に関する科目の授業科目及び単位数は、別表第10に定めるところとする。また、単位の取扱いについては、別表第1備考9のとおりとする。

6 外国人留学生特別科目の授業科目及び単位数は、別表第11に定めるところとする。また、単位の取扱いについては、別表第1備考10のとおりとする。

(履修手続)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに指定する方法により申請し、担当教員の許可を得なければならない。

2 学生が前項により履修申請した授業科目の履修を取消すには、所定の期日までに指定する方法により履修取消し手続きを行い、担当教員の許可を得なければならない。

3 学生が授業科目について聴講のみを希望する場合は、担当教員の許可を得なければならない。

(単位の授与)

第7条 授業科目を履修した者については、試験（論文、報告等を含む。以下同じ。）により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 試験は、原則として学年末又は学期末に行うこととする。ただし、病気その他正当な理由で試験を受けることができなかつた者は、別に定める手続きにより追試験を受けることができる。

(成績の評価)

第8条 成績の評価は、原則として試験、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。

2 成績の評価は、「S」（基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている）、「A」（基本的な目標を十分に達成している）、「B」（基本的な目標を達成している）、「C」（基本的な目標を最低限度達成している）、「D」（基本的な目標を達成していない。再履修が必要である）の5種類の評語をもって表し、「S」、「A」、「B」及び「C」を合格とし、「D」を不合格とする。

3 前項の成績の評価又は科目の原成績（素点）に基づき、成績の数値平均 Grade Point Average（以下「GPA」という。）を算出するものとする。GPAに関し必要な事項は別に定める。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、理学部教授会が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。

2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、改正後の別表第2から別表第6までの規定は、平成19年度入学者から適用する。

2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年10月24日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。

2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。

2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。

2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学者から適用する。

2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

学科別	科目区分	必修及び選択必修の科目・単位								自由に選択して履修する科目・単位						卒業に必要な履修単位数			
		コア科目				専門教育科目(必修プログラム)				コア科目	専攻科目	他学科の専攻科目	関連科目	他学部の科目	全学共通科目		教職に関する科目	必修以外の選択プログラム	
		文理融合リベラルアーツ	基礎講義	情報	外国語	スポーツ健康	主プログラム	強化プログラム	副プログラム										学際プログラム
数	学	科	30					60	20								14		124
物	理	学	科	30					60	20							14		124
化	学	科	30					60	20								14		124
生	物	学	科	30				60	20								14		124
情	報	科	学	科	30			60	20								14		124

備考

- 1 情報処理演習（情報）2単位は、必修とする。
- 2 外国語は、一の外国語について8単位を必修とする。コア科目の必修単位のうち、外国語での単位は12単位までとする。
- 3 スポーツ健康は、スポーツ健康実習2単位を必修とし、その履修方法は別に定める。
- 4 主プログラムは、所属学科から選択すること。
- 5 強化プログラム・副プログラム・学際プログラムは、所属学部のプログラムから一つを選択すること。
- 6 強化プログラムは、同一名の主プログラムを選択していることが履修要件となる。
- 7 選択している主プログラムと同領域の副プログラムを選択することはできない。
- 8 必修以外の選択プログラムは、別表第2の所属学科が指定するプログラム選択一覧に従い、副プログラム、学際プログラムから選択すること。
- 9 教職に関する科目（教職概論、教育実習及び教職実践演習は除く。）の単位については、6単位までを自由に選択して履修する科目・単位として取り扱う。
- 10 外国人留学生特別科目（外国人留学生対象）の単位については、16単位までをコア科目として取り扱う。

5 お茶の水女子大学生生活科学部履修規程

(趣旨)
 第1条 国立大学法人お茶の水女子大学生生活科学部の教育課程及び履修方法については、国立大学法人お茶の水女子大学学則、国立大学法人お茶の水女子大学複数プログラム選択履修制度実施規則又はこれに基づく別段の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目の区分)
 第2条 授業科目は、コア科目、専門教育科目、専攻科目、学部共通科目、自由科目、全学共通科目、教職共通科目、教職に関する科目及び外国人留学生特別科目とする。

- コア科目は、文理融合リベラルアーツ、基礎講義、情報、外国語（英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語及び朝鮮語）及びスポーツ健康とする。
- 専門教育科目は、主プログラム、強化プログラム、副プログラム及び学際プログラムを構成する科目とする。
- 専攻科目は、各学科において設置する科目とする。
- 学部共通科目は、各学科の基礎となる科目又はきわめて関連の深い科目であって必修又は選択として指定する。
- 自由科目は、生活科学部の他学科の科目とする。
- 全学で共通して履修できる科目として、全学共通科目を置く。
- 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める教職に関する科目を置く。また、教科に関する科目として教職共通科目を置く。
- 外国人留学生に対して、外国人留学生特別科目を置く。
- 第1項の規定にかかわらず、特別設置科目を置く。

(他学部の授業科目の履修)
 第3条 文教育学部及び理学部の授業科目は、これを履修することができる。
 (単位の計算方法)

第4条 各授業科目の単位数の計算方法は、1単位が45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、食物栄養学科が開設する専門科目については、45時間の授業をもって1単位とし、教育実習については、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文については別に定める。
 (卒業要件)

第5条 卒業するためには、別表第1-1に定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。ただし、食物栄養学科については、別表第1-2に定めるところにより、138単位以上を修得しなければならない。

- 人間・環境科学科及び人間生活学科において履修すべき授業科目及び単位数は、別表第3から別表第7及び別表第9までに定めるところとする。また、食物栄養学科においては、別表第3、別表第8及び別表第9に定めるところとする。
- 学部共通科目の授業科目及び単位数は、別表第9に定めるところとする。
- 全学共通科目の授業科目及び単位数は、別表第10に定めるところとする。
- 外国人留学生特別科目の授業科目及び単位数は、別表第13に定めるところとする。また、単位の取扱いについては、人間・環境科学科及び人間生活学科は別表第1-1備考10とし、食物栄養学科は別表第1-2備考6のとおりとする。
- 特別設置科目の授業科目、単位数及び単位の取扱いについては、別表第14に定めるところとする。

(教員免許状)
 第6条 教職共通科目の授業科目及び単位数は、別表第11に定めるところとする。

2 教職に関する科目の授業科目及び単位数は、別表第12に定めるところとする。また、単位の取扱いについては、人間・環境科学科及び人間生活学科は別表第1-1備考9とし、食物栄養学科は別表第1-2備考5のとおりとする。

(履修手続)
 第7条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに指定する方法により申請し、担当教員の許可を得なければならない。

2 学生が前項により履修申請した授業科目の履修を取消すには、所定の期日までに指定する方法により履修取消し手続きを行い、担当教員の許可を得なければならない。

3 学生が授業科目について聴講のみを希望する場合は、担当教員の許可を得なければならない。
 (単位の授与)

第8条 授業科目を履修した者については、試験（論文、報告等を含む。以下同じ。）により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 試験は、原則として学年末又は学期末に行うこととする。ただし、病気その他正当な理由で試験を受けることができなかった者は、別に定める手続きにより追試験を受けることができる。

(成績の評価)
 第9条 成績の評価は、原則として試験、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。

2 成績の評価は、「S」（基本的な目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている）、「A」（基本的な目標を十分に達成している）、「B」（基本的な目標を達成している）、「C」（基本的な目標を最低限度達成している）、「D」（基本的な目標を達成していない。再履修が必要である）の5種類の評語をもって表し、「S」、「A」、「B」及び「C」を合格とし、「D」を不合格とする。

3 前項の成績の評価又は科目の原成績（素点）に基づき、成績の数値平均 Grade Point Average（以下「GPA」という。）を算出するものとする。GPAに関し必要な事項は別に定める。

(細則)
 第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、生活科学部教授会が定める。

附 則
 1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。
 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則
 1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。
 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則
 1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。
 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則
 1 この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。
 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則
 1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、改正後の別表第1から別表第4まで及び別表第10の規定は、平成19年度入学者から適用する。
 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則
 この規程は、平成19年10月24日から施行し、平成19年10月1日から適用する。
 附 則
 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。
 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則
 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。
 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則
 1 この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。
 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則
 1 この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学者から適用する。
 2 この規程施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

別表第1-1（第5条関係）

学 科 別	科 目 区 分	必修及び選択必修の科目・単位								自由に選択して履修する科目・単位							卒 業 に 必 要 な 履 修 単 位 数							
		コア科目				専門教育科目(必修プログラム)				コ	専	学	自	他	全	教		教	必					
		文	基	情	外	ス	主	強	副											学	ア	攻	部	由
人 間 ・ 環 境 科 学 科																						14	124	
人 間 生 活 学 科																							32	124

- 備考
- 情報処理演習（情報）2単位は、必修とする。
 - 外国語は、一の外国語について8単位を必修とする。
 - スポーツ健康実習2単位を必修とし、その履修方法は別に定める。
 - 主プログラムは、所属学科から選択すること。
 - 強化プログラム・副プログラム・学際プログラムは、所属学部のプログラムから一つを選択すること。
 - 強化プログラムは、同一名の主プログラムを選択していることが履修要件となる。
 - 選択している主プログラムと同領域の副プログラムを選択することはできない。
 - 必修以外の選択プログラムは、別表第2の所属学科が指定するプログラム選択一覧に従い、副プログラム、学際プログラムから選択すること。
 - 教職に関する科目（教職概論、教育実習及び教職実践演習は除く。）の単位については、14単位までを自由に選択して履修する科目・単位として取り扱う。
 - 外国人留学生特別科目（外国人留学生対象）の単位については、18単位までをコア科目として取り扱う。
 - 生活科学部の「学部共通科目」は、別表第9のとおりとする。これらの科目の履修方法等は、別に定める。
 - 特別設置科目は、自由科目の単位として取り扱う。ただし、卒業に必要な単位として取り扱うことのできる単位の上限は、8単位とする。

授業科目	単位数	備考
基礎有機化学	2	(食物栄養学科は必修)
分析化学	2	(食物栄養学科は必修)
ヒトと文化	2	
発達社会学	2	
ジェンダー論	2	
比較ジェンダー論	2	
人口学	2	
社会保障論	2	
企業経営論	2	
消費者科学入門	2	
生活造形論	2	
民俗学	2	
生活設計論	2	
生活法	2	
比較家族思想史	2	
老年学	2	
服飾文化概論	2	
服飾美学概論	2	
国際栄養学	2	
食糧経済学	2	
食生活史	2	
環境衛生学	2	
人間関係学	2	
応用統計学	2	
家族関係論	2	
家政経済学概論	2	
被服学概論	2	
食物学概論	2	
建築環境計画論	2	
住居学概論	2	
児童学概論	2	
発達臨床心理学 I	2	
保育臨床学	2	
学校臨床学	2	
医療と健康	2	

別表第 10 全学共通科目 (第 6 条関係)

授業科目	単位数	備考
NPO 入門	2	
女性リーダーへの道 (入門編)	2	
女性リーダーへの道 (ロールモデル入門編)	2	
女性リーダーへの道 (実践入門編)	2	
キャリアプランとライフプラン I	2	
キャリアプランとライフプラン II	2	
情報コミュニケーション技術と創発性	2	
働く女性の権利と地位	2	(卒業に必要な単位に含めることができない)
共生社会で働く	2	(卒業に必要な単位に含めることができない)
グループワークとマネジメント	2	(卒業に必要な単位に含めることができない)
キャリアプランニング実習	1	(卒業に必要な単位に含めることができない)
インターンシップ	1	(卒業に必要な単位に含めることができない)
クリエイティブ・ライティング I	2	
クリエイティブ・ライティング II	2	
クリエイティブ・ライティング III	2	
クリエイティブ・ライティング IV	2	
博物館学概論	2	
博物館資料特殊講義	2	
博物館活動特殊講義	2	
博物館実習	3	
初等解析学 I	2	
初等解析学 II	2	
初等線形代数	2	
初等代数	2	
数の歴史	2	
物理学概論 A	2	
物理学概論 B	2	
基礎化学 A	2	
基礎化学 B	2	
基礎生物学 A	2	
基礎生物学 B	2	
宇宙・地球科学	2	
地球環境科学	2	
大気・海洋科学概論	2	
地史・古生物学概論	2	
物理学基礎実験	2	
化学基礎実験	2	
生物学基礎実験	2	
地学基礎実験	2	
数理基礎論	2	
確率論	2	
コンピュータシステム序論	2	
生命情報学概論	2	
計算生物学	2	
海外交換留学認定科目	2~12	

授業科目	単位数	備考
グローバル COE 人間発達科学論 I	2	
グローバル COE 人間発達科学論 II	2	
グローバル COE 人間発達科学論 III	2	
科学英語 I	2	
科学英語 II	2	
物理学サブリメント	2	(卒業に必要な単位に含めることができない)
生物学サブリメント	2	(卒業に必要な単位に含めることができない)
英語基礎強化ゼミ	2	(卒業に必要な単位に含めることができない)
TOEFL 対策ゼミ R / L	2	(卒業に必要な単位に含めることができない)
TOEFL 対策ゼミ S / W	2	(卒業に必要な単位に含めることができない)
企画・運営力養成講座	2	(卒業に必要な単位に含めることができない)
理数特別講義演習 I	1	(卒業に必要な単位に含めることができない)
理数特別講義演習 II	1	(卒業に必要な単位に含めることができない)
理数特別講義演習 III	1	(卒業に必要な単位に含めることができない)
理数特別講義演習 IV	1	(卒業に必要な単位に含めることができない)
理数特別講義演習 V	1	(卒業に必要な単位に含めることができない)
理数特別講義演習 VI	1	(卒業に必要な単位に含めることができない)
理数特別講義演習 VII	1	(卒業に必要な単位に含めることができない)
理数特別講義演習 VIII	1	(卒業に必要な単位に含めることができない)
理数特別講義演習 IX	1	(卒業に必要な単位に含めることができない)
理数特別講義演習 X	1	(卒業に必要な単位に含めることができない)
理数特別講義演習 XI	1	(卒業に必要な単位に含めることができない)
理数特別講義演習 XII	1	(卒業に必要な単位に含めることができない)
理数特別講義演習 XIII	1	(卒業に必要な単位に含めることができない)
理数特別講義演習 XIV	1	(卒業に必要な単位に含めることができない)
理数特別講義演習 XV	1	(卒業に必要な単位に含めることができない)

別表第 11 教職共通科目 (第 6 条関係)

授業科目	単位数	備考
家庭看護学	2	
家庭機械及び家庭電気	2	
調理実習	1	
被服製作実習	1	
保育実践論	2	
学校栄養教育論 I	2	
学校栄養教育論 II	2	

別表第 12 教職に関する科目 (第 6 条関係)

授業科目	単位数	備考
教職概論	2	
教育原論 (思想・歴史)	2	
教育心理	2	
教育原論 (社会・制度)	2	
教育課程論	2	
家庭科教育法 I	2	
家庭科教育法 II	2	
道徳教育の研究	2	
特別活動の研究	2	
教育方法論	2	
生徒指導の研究	2	
学校カウンセリング	2	
事前・事後指導	1	
教育実習	高校は 2 単位 幼稚園・小学校・中学校は 4 単位	
栄養教育実習	2	
教職実践演習 (教論)	2	
教職実践演習 (栄養教論)	2	
視聴覚教育メディア論	2	

別表第 13 外国人留学生特別科目 5 条関係)

授業科目	単位数	備考
日本語演習 I A	2	
日本語演習 I B	2	
日本語演習 II A	2	
日本語演習 II B	2	
日本語演習 III A	2	
日本語演習 III B	2	
日本語演習 IV A	2	
日本語演習 IV B	2	
日本語演習 V A	2	
日本語演習 V B	2	
日本事情演習 I A	2	
日本事情演習 I B	2	
日本事情演習 II A	2	
日本事情演習 II B	2	
日本事情演習 III A	2	
日本事情演習 III B	2	
日本事情演習 IV A	2	
日本事情演習 IV B	2	
日本事情演習 V A	2	
日本事情演習 V B	2	

別表第 14 特別設置科目 (第 5 条関係)

授業科目	単位数	備考
子ども理解と保育の探求 I	2	
子ども理解と保育の探求 II	2	
乳幼児発達障害論 I	2	
乳幼児発達障害論 II	2	
乳幼児教育・保育政策論 I	2	
乳幼児教育・保育政策論 II	2	
乳幼児保育マネジメント I	2	
乳幼児保育マネジメント II	2	
コミュニティ保育資源の活用 I	2	
コミュニティ保育資源の活用 II	2	
保育メディア論	2	
実践音楽療法	2	
子どもと家族	2	
比較保育実践研究 I	1	
比較保育実践研究 II	1	
現代保育課題研究 I	1	
現代保育課題研究 II	1	

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位に付記すべき専攻分野の名称については、次の表のとおりとする。

学部又は研究科		学位	専攻分野の名称
文 教 育 学 部		学士	人文科学
理 学 部			理学
生 活 科 学 部			生活科学
大 学 院 人 間 文 化 創 成 科 学 研 究 科	博士前期課程	修士	比較社会文化学専攻
			人間発達科学専攻
			ジェンダー社会科学専攻
			ライフサイエンス専攻
			理学専攻
	博士後期課程	博士	比較社会文化学専攻
			人間発達科学専攻
			ジェンダー学際研究専攻
			ライフサイエンス専攻
			理学専攻

第3条 学位を授与された者は、その学位の名称を用いるときは、本学（この条において「お茶の水女子大学」とする。）の名称を付記するものとする。

第2章 学士の学位

(学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位記の授与)

第5条 学長は、前条の規定に基づいて、学位を授与すべき者に別記第1号様式による学位記を授与する。

第3章 修士の学位

(学位授与の要件)

第6条 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

(学位論文の提出)

第7条 学位論文は、学長に提出するものとする。

2 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることができる。

(審査の付託)

第8条 学長は、学位論文を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第9条 教授会は、前条に規定する審査を付託されたときは、2人以上の審査委員で組織する審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員は、当該専攻の教員及び関連する科目の担当教員のうちから選出する。ただし、教授会が必要と認めるときは、客員教授若しくは客員准教授（以下「客員教授等」という。）又は学内の教員を加えることができる。

3 審査委員会は、学位論文の審査及び試験に関する事項を行うものとする。

4 審査委員会の運営に関する事項は、教授会において定める。

(学位論文の審査の協力)

第10条 前条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(学位論文の審査及び試験等)

第11条 試験は、学位論文を中心として、これに関連のある授業科目について口答又は筆答により行うものとする。

2 審査委員会は、学位論文の審査の結果を前項の結果とともに学年度末までに大学院人間文化創成科学研究科長（以下「研究科長」という。）に報告しなければならない。

(教授会の審議)

第12条 教授会は、前条第2項の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、構成員総数の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、長期出張中及び休職中のため出席することができない構成員は構成員の総数に算入しないものとする。

3 学位の授与を議決するには、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科長の報告)

第13条 教授会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位記の様式)

第14条 学長は、第6条の規定に基づいて、学位を授与すべき者に別記第2号の1様式又は別記第2号の2様式による学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位授与の取消し)

第15条 学位を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会が前項の議決をする場合には、第12条第2項及び第3項の規定を準用する。

第4章 博士の学位

(学位授与の要件)

第16条 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者が学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し本学大学院の博士後期課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された場合には、授与することができる。

3 本学大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得しただけで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。

(学位論文の提出)

第17条 前条第2項及び第3項に規定する者が博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書に学位論文、論文要旨、論文目録、履歴書及び所定の学位論文審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項に規定する者が退学後1年以内に学位論文を提出する場合には、学位論文審査手数料を納付することを要しない。

3 提出された学位論文及び既納の学位論文審査手数料は、返還しない。

(審査委員会)

第18条 教授会は、学長から学位論文の審査を付託されたときは、5人以上の審査委員で組織する審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員は、博士後期課程の教員のうちから選出する。ただし、教授会が必要と認めるときは、博士後期課程の客員教授等、学内の教員又は外部審査委員を加えることができる。

3 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認に関する事項を行うものとする。

(学力の確認)

第19条 学力の確認は、試問の方法により行うものとする。

2 前項に規定する試問は、口答又は筆答とし、外国語については1種類以上を課する。

3 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、学位の授与を申請する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して、学力の確認のための試問の一部又は全部を行う必要がないと認めるときは、教授会の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもって学力の確認のための試問の一部又は全部に代えることができる。

(学力確認等の特例)

第20条 第16条第3項に規定する者が、退学後3年以内に学位論文を提出した場合は、学力の確認を行わないことができる。

2 学位論文の審査の結果、その内容が不良であるときは、試験及び学力の確認を行わないことができる。

(審査期間)

第21条 審査委員会は、次に掲げる期間中に、学位論文の審査、試験及び学力の確認を終了しなければならない。

一 本学大学院の博士後期課程修了予定の者にあつては、学年度末までとする。

二 第16条第2項及び第3項に規定する者にあつては、学位論文を受理した日から1年以内とする。

(審査委員会の報告)

第22条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに学位論文の内容の要旨、審査の要旨及び試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添えて、研究科長に文書で報告しなければならない。ただし、第16条第2項及び第3項に規定する者の場合は、学力の確認の結果の要旨も併せて添付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第20条各項の規定に該当する場合は、当該要旨の添付を要しない。

(学位論文の要旨等の公表)

第23条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第24条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、お茶の水女子大学審査学位論文であることを明記しなければならない。

(学位授与の報告)

第25条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、文部科学大臣に所定の報告をし、学位簿に登録する。

(規定の準用)

第26条 博士の学位に係る学位論文の提出、審査の付託、審査委員会、学位論文の審査の協力、学位論文の審査及び試験等、教授会の審議、研究科長の報告、学位記の様式並びに学位授与の取消し等については、第7条、第8条、第9条第4項、第10条、第11条第1項、第12条から第14条まで及び第16条の規定を準用する。この場合において、第7条第2項中「1編」とあるのは「正副各1編」と、第14条中「別記第2号の1様式又は別記第2号の2様式」とあるのは「別記第3号様式」又は「第4号様式」と読み替えるものとする。

附 則
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 17 年 11 月 16 日から施行する。

- 附 則
- この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
 - この規則の施行の際現に大学院人間文化研究科に在学する学生の学位については、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記第 1 号様式（第 5 条関係）

第 号	お茶の水女子大学長 氏名 印	大学印	学部印	お茶の水女子大学〇〇学部長 氏名 印	お茶の水女子大学〇〇学科所定の 課程を修めたことを認める	年 月 日	氏 名	年 月 日生	本籍(都道府県)	卒業証書・学位記

別記第 2 号の 1 様式（第 5 条関係）

第 号	お茶の水女子大学 印	年 月 日	氏 名	年 月 日生	本籍(都道府県)	学位記	本学大学院人間文化創成科学研究科 〇〇〇専攻の博士前期課程において 所定の単位を修得し学位論文の 審査及び最終試験に合格したので 修士(〇〇〇)の学位を授与する

別記第 2 号の 2 様式（第 1 4 条関係）

第 号	お茶の水女子大学 印	年 月 日	氏 名	年 月 日生	本籍(都道府県)	学位記	本学大学院人間文化創成科学研究科 〇〇〇専攻の博士前期課程において 所定の単位を修得し特定の課題に ついての研究の成果の審査及び 最終試験に合格したので修士 (〇〇〇)の学位を授与する

別記第 3 号様式（第 2 6 条関係）

博甲第 号	お茶の水女子大学 印	年 月 日	氏 名	年 月 日生	本籍(都道府県)	学位記	本学大学院人間文化創成科学研究科 〇〇〇専攻の博士後期課程を 修了したので博士(〇〇〇)の 学 位 を 授 与 す る	論文題目

別記第 4 号様式（第 2 6 条関係）

博乙第 号	お茶の水女子大学 印	年 月 日	氏 名	年 月 日生	本籍(都道府県)	学位記	本学に学位論文を提出しその 審査及び試験に合格しかつ所定の 学力を有するものと認定したので 博士(〇〇〇)の学位を授与する	論文題目

7 本学在学中において、他大学等において修得した単位等の取扱いについて

お茶の水女子大学学則第17条の規定に基づき、本学が単位を認定する学生の他大学等において修得した単位又は行った学修等の取扱いは、次のとおりとする。

I 単位認定の対象とする他大学等における修得単位等の取扱いについて

- (1) 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- (2) 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。
- (3) 前期 (1) 及び (2) の定めにより、履修したものとみなし、又は授与することができる単位については、合わせて60単位を限度として認めることができる。
前記 (2) の単位認定の対象となる「文部科学大臣が定める学修」は、次のとおりとする。
 - ・大学の専攻科における学修
 - ・高等専門学校の課程における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ・専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ・教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第6条別表第3備考第4号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学等が行う講習又は公開講座における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ・社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ・図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ・学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

II 単位の認定方法

※当該の単位認定につきましては、あらかじめ所定の承認を必要としますので、教務チーム（学生センター）で手続きをしてください。

- (1) 前記Iにより認定を受けようとする者は、単位等の修得後、速やかに別紙様式Iによる「他大学等において修得した単位等に係る単位認定願」に成績証明書等を添えて、当該学部長に願出するものとする。
- (2) 当該学部長は、当該学科長及び関係教員と協議のうえ、当該教授会の議を経て、単位の認定を行うものとする。
- (3) 当該学部長は認定した科目及び単位について、別紙様式2による認定書を交付するものとする。
- (4) 前記により単位の認定を行った場合は、本学における履修内容の有益化を図るよう、各学部において適切な指導を行うものとする。

III その他

外国の大学等における授業科目の履修等の取扱いについては、前記Iの(1)及び(3)の定めによるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(適用)

この取扱いは、平成11年4月1日から実施する。

IV 修業年限の通算の措置（学則第14条第3項関係）

本学の科目等履修生として一定の単位を修得した場合、前記Iの(1)により認められた単位の全部又は一部が教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該学部教授会の議を経て、学則第14条第1項に規定する修行年限について、当該単位数、その修得に要した期間その他を考慮して、2分の1を超えない範囲でその修業年限に通算することができる。

(適用)

この取扱いは、平成16年4月1日から実施する。

8 転学及び編入学した学生の既修得単位の取扱いについて

お茶の水女子大学学則（以下「学則」という。）第39条及び第42条の規定により、入学を許可された者の既に修得した単位（以下「既修得単位」という。）については、学則第22条第2項の定めるところにより、本学において修得したものと認定することのできる単位の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1) 転学及び編入学した学生が、既修得単位の認定を受ける場合、別紙様式Iによる「他大学等において修得した単位等に係る認定願」に成績証明書等を添えて、当該学部長に願出するものとする。
- 2) 当該学部長は、当該学科長と協議のうえ、当該教授会の議を経て既修得単位の認定を行うものとする。
なお、転学の場合は、当該科目関係教員等との協議を加えて、単位認定を行うものとする。
- 3) 既修得単位の認定は、本学におけるコア科目のうち、それぞれに相当する科目について行うものとする。
- 4) 既修得単位のうち、専攻科目等について認定することが教育上有益であると認めるときは、学則第17条に準じ既修得単位の認定を行うことができる。
- 5) 学則第17条及び第4号により単位の認定を行った場合は、認定した単位に伴い、履修すべき単位について、当該学部は適切な指導を行うものとする。
- 6) 当該学部長は、認定した科目及び単位について、別紙様式2による認定書を交付するものとする。

(適用)

この取扱いは、平成5年4月1日から実施し、文教育学部及び生活科学部にあっては、平成5年度入学生当該学年から、また理学部にあっては平成4年度入学生当該学年からそれぞれ適用する。

ただし、前記の適用学年前への転学及び編入学者の第3号に規定する認定科目は、一般教育科目、保健体育科目及び外国語科目とする。

(適用)

この取扱いは、平成6年4月1日から実施する。

(適用)

この取扱いは、平成9年4月1日から実施する。

別紙様式 I

他大学等において修得した単位等に係る認定願

平成 年 月 日

学部長 殿 所属 学部 学科 年

学籍番号 氏名 印

学則第17条
学則第18条
学則第22条2

の規程により単位の認定を受けたいので、関係の証明書添付の上、下記により申請します。

認定を受けようとする科目・単位			認定の対象となる他大学等に於いて修得した科目・単位等		
科目区分	授業科目名	単位	授業科目名等	単位等	備考

○単位等の修得を行った機関名
○単位等の修得を行った時期 年度(年 月～ 年 月)

別紙様式 2

他大学等において修得した単位等に係る認定書

平成 年 月 日

学籍番号 氏名 印

認定する授業科目			認定の基礎となった単位等				
科目区分	授業科目名	単位	評価	授業科目名等	単位等	評価等	備考

学則第17条
学則第18条
学則第22条2

の規定に基づき、上記のとおり本学において修得または履修したものとみなし、単位を認定する。

お茶の水女子大学 学部長 印

9 新たに第 1 年次に入学した学生の既修得単位等の取扱いについて

お茶の水女子大学学則第 18 条の規定に基づき、本学に入学する前の他大学等において修得した単位等に対する単位認定については、次のとおりとする。

I 単位認定の対象とする他大学等における既修得単位、並びに学修

- (1) 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学若しくは短期大学（以下「大学等」という。）又は、外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）（以下「既修得単位」という。）を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- (2) 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- (3) 前記 2 の定めにより、修得したものとみなし、又は与えることができる単位については、転学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、学則第 17 条第 3 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を限度として認めることができる。前記 (2) の単位認定の対象となる「文部科学大臣が定める学修」は、次のとおりとする。
 - ・大学の専攻科における学修
 - ・高等専門学校の課程における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ・専修学校の専門課程のうち修業年限が 2 年以上のものにおける学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ・教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 6 条別表第 3 備考第 4 号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学等が行う講習又は公開講座における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ・社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 5 の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ・図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 6 条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ・学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 5 条第 3 項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ・『実用英語技能検定』（文部科学省認定・財団法人日本英語検定協会主催）の合格（1 級又は準 1 級）に係る学修
 - ・『TOEIC』（財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催）において 730 点以上の学修
 - ・『TOEFL』（Education Testing Service (ETS) 主催）において 550 (PBT) / 213 (CBT) / 79 (iBT) 点以上の学修
 - ・『中国語検定』（日本中国語検定協会主催）の合格（4 級以上）に係る学修
 - ・『中国語コミュニケーション能力検定』（中国語コミュニケーション協会主催）において 250 点以上の学修
 - ・『漢語水平考試験』（中国語 HSK 委員会主催）の合格（2 級以上）に係る学修
 - ・『実用フランス語技能検定試験』（財団法人フランス語教育振興協会主催）の合格（4 級以上）に係る学修
 - ・『ドイツ語技能検定試験』（財団法人ドイツ語学文学振興会主催）の合格（3 級以上）に係る学修

II 単位の認定方法

- 既修得単位の認定は、次により行うものとする。
 - (1) 既修得単位の認定を受けようとする者は、別紙様式 I による「他大学等において修得した単位等に係る認定願」に成績証明書等を添えて、当該学部長に願い出るものとする。
 - (2) 当該学部長は、教育上有益と認めるときは、当該学部長及び願出のあった授業科目の関係教員等と協議のうえ、当該教授会の議を経て、既修得単位の認定を行うものとする。
- 『実用英語技能検定』1 級又は準 1 級の合格者、『TOEIC』730 点以上スコアを持つ者、『TOEFL』550 (PBT) / 213 (CBT) / 79 (iBT) 点以上のスコアを持つ者、『中国語検定』4 級以上の合格者、『中国語コミュニケーション能力検定』250 点以上のスコアを持つ者、『漢語水平考試験』2 級以上の合格者、『実用フランス語技能検定試験』4 級以上の合格者、『ドイツ語技能検定試験』3 級以上の合格者の単位認定は、次により行う。
 - (1) 単位の認定を受けようとする者は、別紙様式 I による「他大学等において修得した単位等に係る認定願」にそれぞれの基準を満たしていることを証明する書類を添えて、当該学部長に願い出るものとする。
 - (2) 当該学部長は、関係学科教員等と協議のうえ、当該教授会の議を経て、認定を行うものとする。
- 申請期限——入学した年度の前学期授業開始日の前日（教務チームに申請の申し出をし、申請手続の指示を受けること。）-

III 単位の認定書の交付等

- (1) 当該学部長は認定した科目及び単位について、別紙様式 2 による認定書を交付するものとする。
- (2) 前記により単位の認定を行った場合は、認定した単位に代えて、他の授業科目の履修を行わせるなど履修内容の有益化を図るよう、各学部において適切な指導を行うものとする。

別 表

授業科目区分	授業の取扱
コア科目	
専門・専攻科目	※ 60 単位を限度とする。
その他の授業科目	

※本学において修得した単位以外のものについて、上記単位数を上限とする。
各認定単位は以下のとおりとする。（なお、残りの必修単位の充足方法等については、「授業科目区分、履修方法（コア科目）」を参照。）

IV 修業年限の通算の措置（学則第 14 条第 3 項関係）

本学の科目等履修生として一定の単位を修得した場合、前記 I の (1) により認められた単位の全部又は一部が教育課程の一部を履修したと認められ

るときは、当該学部教授会の議を経て、学則第 14 条第 1 項に規定する修業年限について、当該単位数、その修得に要した期間その他を考慮して、2 分の 1 を超えない範囲でその修業年限に通算することができる。

(適用)

この取扱いは、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

10 お茶の水女子大学個人情報の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成16年9月14日総務省行政管理局長通知総管情第85号）に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）の保有する個人情報の適切な管理に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「個人情報」とは、法第2条第2項に規定する個人情報をいう。

2 この規則において「保有個人情報」とは、法第2条第3項に規定する保有個人情報であって、本学が保有するものをいう。

3 この規則において「個人情報ファイル」とは、法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって、本学が保有するものをいう。

4 この規則において「部局」とは、学長室、各機構、各学部、大学院人間文化創成科学研究科、附属図書館、各学内共同教育研究施設、各教育サービス施設、保健管理センター、附属学校部、各附属学校及び保育所をいう。

(総括保護管理者)

第3条 本学に、総括保護管理者を置き、総務担当理事をもって充てる。

2 総括保護管理者は、本学における保有個人情報の管理に関する事務を総括するものとする。

(保護管理者)

第4条 保有個人情報を取り扱う部局に、保護管理者を置き、当該部局の長（学長室にあっては、総務担当理事）をもって充てる。

2 保護管理者は、各部局における保有個人情報を適切に管理するものとする。

(保護担当者)

第5条 保有個人情報を取り扱う部局に、保護担当者を置き、当該部局の保護管理者が指定する部局の職員をもって充てる。

2 保護担当者は、各部局の保護管理者を補佐し、保有個人情報の管理に関する事務を行うものとする。

(監査責任者)

第6条 本学に、監査責任者を置き、学長が指名する監事をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査するものとする。

(教育研修)

第7条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（以下「職員」という。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 保護管理者は、保有個人情報の適切な管理のために、当該部局の職員に対して、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(職員の責務)

第8条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(アクセス制限)

第9条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報にアクセスする権限を有する者を指定するものとする。

2 アクセスする権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセスする権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第10条 職員は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行うものとする。

- 一 保有個人情報の複製
- 二 保有個人情報の送信
- 三 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 四 その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第11条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等が発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第12条 職員は、保有個人情報が記録されている媒体を保護管理者の指示する場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第13条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第14条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(アクセス制御)

第15条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時に見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第16条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を5年間保存し、アクセス記録を定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第17条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(コンピュータウイルスによる漏えい等の防止)

第18条 保護管理者は、コンピュータウイルスによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講ずるものとする。

(暗号化)

第19条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

(入力情報の照合等)

第20条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第21条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第22条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第23条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第24条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第25条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(入退室の管理)

第26条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室等（以下「情報サーバ室等」という。）に入室する権限を有する者を指定するとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講ずるものとする。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報サーバ室等の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、情報サーバ室等及び保管施設の入退室の管理について、必要があると認めるときは、入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報サーバ室等の管理)

第27条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報サーバ室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報サーバ室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

(保有個人情報の提供)

第28条 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第29条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- 一 個人情報に関する秘密保持等の義務
- 二 再委託の制限又は条件に関する事項
- 三 個人情報の複製等の制限に関する事項
- 四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- 五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- 六 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

2 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(事案の報告及び再発防止措置)

第30条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案（以下単に「事案」という。）が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。

2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。

4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告するものとする。

5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第31条 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

(監査)

第32条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第33条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第34条 総括保護管理者は保有個人情報の適切な管理のために、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第35条 保護管理者は、個人情報ファイル(法第11条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、別紙様式により個人情報ファイル簿を作成し、総括保護管理者に提出しなければならない。

2 保護管理者は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正し、総括保護管理者に提出しなければならない。

3 保護管理者は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第11条第2項第7号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除するように総括保護管理者に申し出なければならない。

(雑則)

第36条 この規則に定めるもののほか、個人情報の管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

11

お茶の水女子大学授業料未納者に係る除籍及び復籍に関する規程

平成23年3月28日

制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人お茶の水女子大学学則(以下「学則」という。)第37条第1項第1号に規定する除籍及び第37条の2に規定する復籍の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(除籍の要件)

第2条 授業料を2期連続して滞納し、督促してもなお当該2期分を納入しない者は、2期目の末日をもって除籍する。

2 前項の期とは、学則第25条に定める学期であって、授業料納付義務のある学期をいう。

(除籍の手続)

第3条 除籍の手続は、次に掲げるとおりとする。

一 財務チームは、授業料未納者及び当該授業料未納者の保証人に督促状を送付する。

二 財務チームは、教務チームに授業料未納者を通知する。

三 学科長(又はコース主任、講座主任)、指導教員、学年担当教員は、教務チームとともに、2期連続して滞納した授業料未納者に、文書をもって修学意思の確認と授業料未納による除籍について説明を行い、また、当該授業料未納者の保証人に同様の措置を行う。

四 除籍は、教授会の議を経て、学長が行う。

五 学長名で、除籍通知書を学生に、その写しを当該授業料未納者の保証人に送付する。

(復籍の取扱い)

第4条 学長は、第2条の規定により除籍となった者が、除籍の日の翌日から起算して3年以内に、当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額を納付し、復籍を願い出た場合は、教授会の審査の上許可することができる。

2 前項の規定による復籍の時期は、許可を得た日以降における最初の学期の始めとする。

3 前2項の規定より復籍を許可した学生の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。

(復籍の制限)

第5条 第2条の規定により除籍した者が、復籍後に同条により再び除籍となった場合は、復籍を認めない。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行前に除籍した者については、適用しない。

2 この規程の施行日の前日に本学に在学し、この規程の施行後引き続き本学に在学する者については、第2条及び第3条中「2期」とあるのは、この規程の施行日前における授業料未納の期を算入しないものとする。

3 前項の規定により、この規程の施行日前における授業料未納の期を算入されなかった者が、第2条の規定により除籍された後に第4条第1項の規定により復籍を願い出るときは、当該除籍の事由となった未納の授業料に加えて、前項の規定により算入されなかった期に係る未納の授業料を含めた額を納付しなければならない。